

安全で快適な 住み良い まちづくり 【都市基盤・防災・環境】

2-1 計画的な土地利用の推進

重点施策 2

基本方針

歴史的、自然的、社会的特性を踏まえ、市民が快適な生活を送ることができるよう、長期的な展望のもとで、総合的かつ計画的な土地の活用、保全を推進します。



現 状

- 自然的土地利用は、揖斐川流域兩岸の平野には農地が、揖斐川西岸の平地に続く養老山地には山林が広がっています。
- 都市的土地利用は、旧 3 町庁舎周辺の 3 つの旧中心市街地（海津・平田・南濃）や千代保稲荷神社周辺、養老鉄道駅周辺、国道 258 号沿道などに、相対的に密度が高いまとまった宅地（以下、「市街地」という。）が位置しています。
- 集落は、平地では水路に沿って、養老山地山麓には細長く連担して広がっています。
- 山間部の一部を除いて、ほぼ全域が都市計画区域^{※1}に指定されていますが、市街化区域^{※2}・市街化調整区域^{※3}を区分する区域区分（線引き）が行われておらず、用途地域^{※4}も指定されていません。
- 都市計画区域内の農地のほぼ全域が農業振興地域に指定されていることから、農地の無秩序な宅地化は、現在のところ抑制されています。
- 店舗などの商業用地の立地は、3 つの旧中心市街地や鉄道駅周辺から、国道 258 号や主要地方道津島南濃線などの幹線道路沿道へとシフトする傾向が進んでいます。
- 今後も開発などによる自然環境喪失の可能性は低いと考えられますが、将来にわたって良好な環境を保全するためには、都市の将来像と方針の設定が必要であり、計画的な土地利用を実現する海津都市計画区域マスタープランにその方向性が示されています。

※1 都市計画区域：都市計画を策定すべき区域として、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域。

※2 市街化区域：都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び計画的に市街化を図るべき区域。

※3 市街化調整区域：都市計画区域のうち、当面、市街化を抑制すべき区域。

※4 用途地域：市街地の用途の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業等の土地利用用途の制限を定めるもので、13 種類がある。



課題

- 3つの旧中心市街地を、本市の公共施設が多く立地する市街地（海津）と2つの地域拠点（平田・南濃）として、幹線道路でネットワーク化する都市構造を核とする土地利用の充実と、幹線道路沿道への適正な土地利用を図ることが必要です。

施策の方向

1. 土地利用の方向性の検討

- 長期的な視点に立って土地利用の方向性の検討を進め、まちの将来像を市民で共有し、秩序ある土地利用を推進します。

2. 秩序ある土地利用の形成

- 優良な農地や豊かな山林を保全していきます。
- 均衡ある発展を目指し、魅力ある市街地の計画的な整備に努めます。
- 既存の市街地や集落の無秩序な拡大を抑制し、集約型都市構造の形成を図ります。
- 秩序ある土地利用を図るために、用途地域や特定用途制限区域※などの指定を検討します。
- 東海環状自動車道（仮称）海津スマートインターチェンジの整備に合わせ、新たな企業誘致に対応するため、（仮称）海津スマートインターチェンジ周辺及び幹線道路沿道において産業拠点の整備など計画的な土地利用の誘導を図ります。

3. 土地調査の推進

- 今後の計画的な土地利用や保全に向け、土地の開発指導などの行政指導を行う上で必要となる地籍調査を推進し、土地の正確な実態把握に努めます。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
宅地率 （住宅用地・商業用地・工業用地）	8.2%	8.7%

※ 特定用途制限区域：良好な環境の形成・保持のため、合理的な土地利用が行われるよう、自治体が特定の用途の建築物に対して規制できる地域。

2-2 交通網の整備 ●●●●●

重点施策 3

基本方針

広域幹線道路と生活道路は、それぞれの機能が十分に発揮できるように計画的な整備、維持・管理を推進します。また、養老鉄道や民営バス等の地域公共交通の確保・維持を目指します。



現 状

- 広域的な交通を担う道路は、揖斐川を挟んで西側に国道 258 号が、東側に（主）岐阜南濃線と（一）木曾三川公園線、（一）安八海津線、（主）北方多度線が南北に連絡しており、（主）津島南濃線、（一）養老平田線が揖斐川、長良川を横断して、東西に連絡しています。
- 都市計画道路は、令和 8（2026）年度に東海環状自動車道の全線開通が示されており、地域産業の強化、観光誘客などの効果が期待される（仮称）海津スマートインターチェンジの供用開始を予定しています。
- 都市計画区域内における主要地方道、一般県道の道路延長は 107.341km であり、整備率は 97.7%となっています。
- 公共交通は、養老鉄道、名阪近鉄バス、コミュニティバス及びデマンド交通があります。
- 養老鉄道養老線は、大垣駅と桑名駅間を国道 258 号と並走し、市内に 5 駅（美濃津屋駅・駒野駅・美濃山崎駅・石津駅・美濃松山駅）あります。
- 名阪近鉄バス海津線は、海津・平田市街地と大垣市内を結ぶ路線バスです。
- コミュニティバスは、海津羽島線をはじめとする定時定路線 3 路線を運行しています。
- デマンド交通は、あらかじめ利用したい日時・乗車場所を予約し、約 360 箇所の停留所の間を自由に移動することができます。



課題

- 広域的な交通を担う道路をはじめとする、市内を連絡する幹線道路において、日常生活の利便性や安全性の向上を目指して、段階構成の整理と体系的なネットワークの構築を図ることが必要です。
- 広域的にみると東西の連絡が不足しており、新たな広域幹線道路の構想を愛西市などと連携し、要望していくことが必要です。
- 市内の東海大橋、長良川大橋などの混雑を緩和し、交通を円滑に促すため、新架橋（仮称）愛津大橋の整備が求められています。
- 東海環状自動車道の開通後は、インターチェンジからの交通量が増加することが考えられ、これに対応したアクセス道路の整備を推進する必要があります。
- 今後は、未整備箇所における拡幅や歩道新設などの推進が急がれるとともに、老朽化が進行しつつある橋梁の長寿命化や架け替えの検討が必要です。
- 生活道路などにおいては、利便性、安全性の向上を推進するため、狭あい道路の拡幅などの推進、主な生活道路への歩行帯設置や防護柵設置、街路灯のLED化など、歩行環境の改善と路面の維持管理などの補修を進めていくことが求められます。
- 養老鉄道養老線、名阪近鉄バス海津線は、市民の通勤・通学や自動車を運転できない交通弱者にとっては必要不可欠な交通手段であることから、今後も存続していくための支援を実施していくことが求められます。
- 今後、ますます高齢化が進行することから、高齢者など交通弱者のニーズに合った公共交通の運行サービスの見直しや、観光客など他の利用者に配慮し、さらなる利用促進を図り、利便性の向上に努めることが必要です。
- 名古屋圏への移動手段に対し高いニーズがあり、名古屋圏へのアクセス改善について、事業者や関係機関と連携し進めていくことが求められます。

施策の方向

1. インターチェンジの整備

- 東海環状自動車道西回り区間の一日も早い全線開通を要望します。
- 令和8（2026）年度に供用開始予定の（仮称）海津スマートインターチェンジの整備を推進します。
- 一般国道や主要地方道へアクセスする周辺道路の整備を推進します。

2. 幹線道路の整備

- 市内地域間の連絡や広域交通、災害時の緊急輸送を担う、幹線道路網の整備計画を検討し、県と連携した主要地方道や一般県道の改良整備や歩道の設置、橋梁部への歩道新設などの整備による、地域を効率的に連絡する体系的な幹線道路網の整備を促進します。
- 市内に多数ある橋梁については、幹線道路網の整備とも連携しながら、老朽化が進行している橋梁の予防保全的な修繕を推進します。
- 混雑度の高い東海大橋、長良川大橋などの渋滞緩和や市内への交通を円滑に処理するため、新架橋（仮称）愛津大橋の整備促進を「木曽川・長良川新架橋促進協議会」を通じて各県に要望していきます。

3. 生活道路の整備

- 生活道路については、狭隘な道路の改良や側溝整備、舗装整備などを推進します。
- 通学路は、歩行帯の設置などの安全な歩行空間の確保に努めます。
- 日常の点検や市民からの情報をもとに、路面の維持管理などの補修を行います。

4. 公共交通の維持

- 養老鉄道養老線及び路線バス（名阪近鉄バス海津線）は沿線自治体と協力して補助金などにより運営への支援を行います。
- 市民のニーズや観光客に配慮したコミュニティバスやデマンド交通を運行し、高齢者や学生、自動車を運転できない交通弱者などの交通手段となるほか、観光振興ともタイアップした公共交通網の確保と維持に努めます。
- 名古屋圏や近隣都市との連携の強化を図り、他県へのバスの乗り入れを視野に入れた路線の再構築を検討します。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
スマートインターチェンジ整備事業進捗率	29.6%	100.0%
コミュニティバスとデマンド交通の利用者数	92,725人※	97,000人

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値のため、令和元（2019）年度の現状値を掲載

2-3 防犯対策・交通安全対策の充実

基本方針

安心を実感できる生活環境の実現に向けて、市民の防犯意識や交通安全意識の高揚を促進するとともに、地域における防犯活動への支援や計画的な交通安全施設の充実を推進します。



現状

- 犯罪発生件数（刑法犯認知件数）は、近年は概ね減少傾向にあります。
- 犯罪は全国的に巧妙化、広域化が進んでおり、犯罪の低年齢化も指摘され、高齢者や子どもが被害者となる場合も多く見受けられます。
- 近年は還付金詐欺などの振り込め詐欺も社会的な問題となっています。
- 警察と協力して「地域安全ニュース」を発行するなど犯罪を未然に防ぐための啓発活動を行う「海津地区防犯協会」を支援しています。
- 区・自治会が行う街路への防犯灯設置に対して、補助金を交付しています。
- 交通事故については、令和2（2020）年の交通事故発生件数は857件で、そのうち人身事故件数は62件であり、死亡者数4名、負傷者数83名です。
- 子どもや高齢者を対象とした交通安全講習会や事故防止街頭啓発などの活動をしている「海津地区交通安全協会」を支援するほか、チャイルドシート購入者に対して補助金を交付しています。

課題

- 市民の防犯意識の啓発強化が求められるとともに、人口減少や高齢化による地域の防犯力の低下を抑止し、各種犯罪や青少年の非行の防止に努める必要があります。
- 海津地区防犯協会による「地域安全ニュース」で市民への情報提供や、連れ去り防止教室などの防犯活動が行われており、今後もこれらの対策の支援が必要です。
- 交通事故の防止のためには、交通危険箇所の整備や、転落防止柵やカーブミラー、道路標識、区画線などの交通安全施設の整備を図り、交通環境の改善が必要です。
- 海津警察署、海津地区交通安全協会などと連携し、交通マナーの浸透や、通学路の安全確保、夜間外出時のリフレクター（光の反射板）着用など、交通事故から自らを守る意識の浸透などを図っていく必要があります。

■犯罪発生状況の推移

単位：件

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
犯罪件数合計（件）	312	267	195	179	158
凶犯罪	4	1	3	0	1
粗暴犯	15	21	17	13	9
窃盗犯	208	179	137	117	111
知能犯	7	8	1	7	4
風俗犯	4	0	1	0	1
その他の刑法犯	74	58	36	42	32

資料：海津警察署

■交通事故発生状況の推移

単位：件

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
発生件数（件）	1,164	1,074	1,048	1,044	857
人 身	128	82	88	104	62
物 損	1,036	992	960	940	795
死 亡 者（人）	3	3	4	4	4
負 傷 者（人）	192	106	136	139	83

資料：海津警察署



施策の方向

1. 防犯体制の強化

- 市報やホームページなどの広報により、犯罪発生状況や防犯に関する情報を提供し、市民一人ひとりの防犯意識の啓発を推進します。
- 海津警察署、海津地区防犯協会と連携し、不審者への声かけや通報など、防犯体制の強化を図ります。
- 子どもの登下校の見守りなどの市民による青パトなどの防犯パトロール、防犯灯や防犯カメラの設置など地域の犯罪抑止力の向上を支援します。

2. 交通安全対策の推進

- 子どもから高齢者までの年齢層に応じた交通安全教育を実施し、交通事故の抑止を図ります。
- 海津警察署、海津地区交通安全協会と連携し、街頭啓発やパトロールにより、交通安全意識の高揚を図ります。
- 海津警察署などと連携しながら、事故多発地点や危険箇所の把握に努め、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設の整備を推進します。
- 通学路に関しては、通学路安全推進会議と連携し、危険箇所として抽出された箇所において、安全確保のための道路環境整備を推進します。
- 夜間における良好な視環境を確保し、道路交通の安全性の向上を図るため、街路灯の整備を推進します。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
刑法犯認知件数	158 件	150 件
通学路の交通安全対策の整備箇所【累計】	6 基・箇所	25 基・箇所

2-4 住環境の整備 ●●●●●

重点施策 4

基本方針

市外への転出抑制、移住・定住人口の増加に向けて、民間活力を活用しながら様々なニーズに応える住環境の整備を促進します。また、住宅ニーズの受け皿として、空き家の利活用に努めます。



現状

- 主な居住エリアは、市内全域に広く分散している集落と、既存の市街地からなっています。
- 町が合併して成立したその経緯から、旧町庁舎跡地周辺の市街地では、公共公益施設や商業施設、住宅が集積する旧町中心市街地としての名残があるものの、旧中心市街地や鉄道駅周辺の市街地において、商業施設などの閉鎖が進んでおり、人口や産業の空洞化による住環境の悪化が懸念されます。
- 公営住宅は、市内4箇所の計112戸、その他に定住促進住宅を60戸管理しています。

課題

- 市街地では、商業施設などの生活利便施設の立地誘導を図るとともに、地域拠点においては、旧高須城下町、千代保稲荷神社を控える今尾の水郷集落、養老鉄道駒野駅などの、各々の地域の歴史や産業、地形条件などを活かした、個性ある落ち着いた住環境の形成を図っていく必要があります。
- 良好な住環境の育成によるまちの魅力の向上は、市民の定住や他市町からの移住を促す上で重要な要素であり、自然景観や農業生産景観と調和した、本市の魅力を活かした住環境の整備を推進する必要があります。
- 集落においては、農業と密接に結び付いた生活基盤の整備が必要です。
- 居住エリアの密度は高くなく、住宅・店舗などは、既存の市街地・集落及びその周辺への立地が望まれます。
- 公営住宅の団地を、適正に維持管理していくとともに、耐用年数が近づく団地については、長寿命化や統廃合により計画的に活用していく必要があります。
- 公営住宅などの公的住宅は、民間の賃貸住宅供給がそれほど多くない本市において、若者の移住・定住の促進に一定の役割を果たすものであり、譲渡を受けた定住促進住宅の人口減少対策への有効活用が必要です。



施策の方向

1. 地域の個性を活かした市街地の形成

- 地域の自然、歴史、産業などを反映した個性のある落ち着いた、快適な市街地街路の景観形成を図り、地域や本市への愛着と誇りをもてるまちづくりを推進します。
- 店舗などの生活利便施設は、地域の拠点や幹線道路沿道を中心に立地を誘導し、共同の開発や新規住宅の立地は、既存市街地と一体的に整備されるよう土地利用の推進を図ります。
- 空き家の増加に伴う防災性や防犯性の低下、衛生や景観の悪化への対応をします。
- 移住・定住施策として、受け皿となり得る既存市街地などの空き家の実態を把握します。
- 空家等対策の推進に関する特別措置法により、海津市空家等対策協議会を開催し、具体的措置に関することや、利活用方法についての協議を行います。

2. 集落環境の保全

- 自然環境や農業生産環境と調和し、歴史に培われた美しい集落環境の継承や市街地の景観形成を図り、暮らしやすさの向上を図ります。

3. 公的住宅の活用

- 公営住宅の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化が進行する施設の長寿命化や統廃合を計画的に推進し、必要とされる公営住宅戸数の維持に努めます。
- 定住促進住宅について、公営住宅と併せて若者の移住・定住の受け皿となるよう努めます。

4. 住宅取得への支援

- 子育て世代のU・Iターンの促進及び市内在住の3世代の定住を促進するため、各種助成制度を整備し、移住先として選ばれるまちづくりを進めます。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
公営住宅等の入居率	86.5%	100.0%
定住を目的とした住宅の新築・購入・リフォーム等への支援数	34件	40件

2-5 防災対策の充実

重点施策5

基本方針

大規模災害の発生に備え、ハード・ソフトの両面から対策を進めるとともに、市民、事業者、行政の連携による防災・減災体制の強化を図り、強靱なまちづくりを推進します。



現状

- 本市は木曽三川の下流域にあり、平野部では、輪中を形成するなどして古くから水害と闘ってきました。
- 長良川河口堰、徳山ダムなどの施設が完成したほか、堤防、排水施設が整備され安全性は大きく向上したものの、集中豪雨などにより木曽川・長良川・揖斐川の堤防が決壊すると、広範囲で甚大な被害が生じるおそれがあります。また、大江川、中江川、長除川、山除川などの中小河川の増水による内水氾濫のリスクがあります。
- 本市の西側に位置する養老山地の東面は急峻な地形であり、土石流などの災害の発生が懸念され、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流などに指定されている箇所が多数あります。
- 南海トラフ巨大地震などの大規模地震の発生が懸念されている状況にあって、本市は「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けています。
- 養老・桑名・四日市断層及び平地部の伏在断層が市域に存在しています。



課題

- 災害被害を軽減するために、治水、治山、砂防対策が必要不可欠です。
- 治水対策として、国土交通省・県・市が管理する排水機場などの施設の適正な維持管理が求められています。
- 治水対策として、危険箇所の点検パトロールなどの維持管理体制の強化に努めていく必要があります。
- 市内を流れる河川の改修工事については、引き続き未整備区間や一部未完成の区間の整備の促進や老朽化した施設の改修などを進める必要があります。
- 山間部においては、治山事業により水源のかん養や斜面の崩壊を防ぐための森林の整備や荒廃地再生などを積極的に進めること、砂防事業により崩壊斜面上の土留めなどの防災施設の適正な維持管理を行うことが求められています。
- 地域の防災拠点となる公共施設の耐震化が進められており、市民の生命に関わる住宅の耐震補強工事などによる耐震化を促進することが必要です。
- 国土強靱化地域計画^{※1}を指針として、地域防災計画のほか各種マニュアルを見直し、市民に周知していく必要があります。
- 市民への防災講習や地域での防災訓練の開催、防災リーダーの育成、中学生向けのジュニア防災リーダーの育成などにより、防災意識の向上と地域防災力の強化を図り、自助・共助・公助が一体となった防災体制の形成を図っていくことが必要です。
- 寝たきりの高齢者やひとり暮らし高齢者、障がいのある人などは、災害や緊急時の避難の際に支援が必要です。
- 要配慮者の個別避難計画の策定、要電源障がい者が避難できるよう福祉避難所^{※2}における非常用電源対策、災害時の安否確認や救助を行う体制の整備が求められています。
- スーパー伊勢湾台風と呼ばれるような木曾川流域全体に被害が及ぶような大規模水害に備え、県を越えた広域避難計画の策定に向けて取り組んでいく必要があります。

施策の方向

1. 防災体制の強化

- 各種マニュアルの見直しを適切に行い、行政の防災体制の強化に努めます。
- 防災行政無線の整備、防災Web配信アプリの登録増、災害時に防災拠点や避難施設となる公共施設の整備の推進、水防倉庫の資機材及び防災備蓄物資の更新・充実などにより、防災対策機能の充実を図ります。
- 障がい者や高齢者などを対象とする避難行動要支援者名簿の作成や、要配慮者の個別避難計画策定など、災害弱者の支援対策の強化に努めます。
- 民間の高齢介護施設、障がい者施設などと災害連携協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。
- 大規模水害に備えて、県を越えた広域避難のあり方について関係市町村と協議を進めます。

※1 国土強靱化地域計画：国土強靱化基本法に基づき、大規模災害が発生した場合でも、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土を構築することを目的とした計画。

※2 福祉避難所：災害発生時、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児等、一般の避難所で生活することが難しいと判断され、何らかの特別な配慮を要する人が利用する避難所。

2. 地域防災力の強化

- 防災意識の高揚、啓発のため、防災教育を推進し、ハザードマップ※の発行、街角防災看板の設置などを進めます。
- 子どもから大人まで日ごろの備え（自助）の大切さを防災教育や防災キャンプ・砂防学習などの実施活動により啓発します。
- 防災Web配信アプリなどのITを活用した防災情報提供体制の充実化、自主防災組織の結成促進、防災リーダーの育成、防災備蓄資機材購入、避難所での感染症対策のための衛生用品の充実化、自主的な防災訓練の支援などにより、地域防災力の強化（共助）を図ります。
- 住宅の耐震診断や木造住宅の耐震補強工事の支援を行い、地震に強いまちづくりに努めます。

3. 治水・治山・砂防対策の強化

- 排水機場などの適正な維持管理、危険箇所のパトロール、排水路の整備を図ります。
- 一級河川などの河川改修、揖斐川及び津屋川の築堤護岸改修などの事業の促進に努めます。
- 森林の保全と維持管理を図るとともに、土砂災害などの発生の危険性が高い地区については、引き続き、治山、砂防事業による災害防止を促進します。
- 堤防、砂防施設の除草など、予防保全のため定期的な点検・維持管理に努めます。

成果指標	現状値 令和2（2020）年度	目標値 令和8（2026）年度
災害用備蓄食料数	20,400 食	20,550 食
防災士登録者数	203 人	400 人
耐震診断件数及び耐震補強工事補助件数	3 件	15 件
沢谷川河川改修整備事業進捗率	27.1%	100.0%

※ ハザードマップ：発生が予測される自然災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度、避難場所等を表した地図。災害予測図。

2-6 消防・救急体制の充実

基本方針

市民の安全・安心を守るため、行政と地域の連携による防火体制の強化を図ります。また、高齢化等を背景に増加が予想される救急・救助に対する体制の強化を推進します。



現 状

- 消防体制は、消防本部は1本部1署2分署で構成され、消防団は市内各地域に計15分団で結成され、令和3（2021）年4月1日現在、団長以下371人（条例定数407人）の団員が所属しています。
- 消防団は、火災発生時の消火活動、地震や風水害などの大規模災害発生時における救助活動や避難誘導などの災害防御活動に従事し、消防署と連携して活動しています。
- 海津市女性防火クラブが結成され活動しています。
- 令和2（2020）年の火災発生件数は15件で、その内訳は、建物火災が6件、枯れ草などのその他の火災が7件、車両火災が2件となっており、被害総額は約79,847千円です。
- 救急出動件数は、全国的に新型コロナウイルス感染症に伴う影響が全国的に減少傾向となり、令和2（2020）年は1,572件、1日当たり約4.3件出動しています。
- 救急出動件数の内訳は急病が1,011件と最も多く、出動件数の約6割を占めており、次いで、一般負傷232件、交通事故126件と続いています。

課 題

- 少子高齢化社会が進展し、消防団員数の減少や市外への通勤者増加による昼間の消防力低下が課題です。
- 高齢者の救急医療は増加が予測され、消防・救急体制の充実は、市民の生命・身体・財産を守るためにますます重要となってきています。
- 初期消火や応急手当が大切であり、市民に対してこれらに関する知識の普及と啓発を図ることが必要です。

■火災発生状況

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
出火件数 (件)	17	17	22	6	15
建 物	11	6	11	2	6
林 野	1	0	0	0	0
車 両	1	5	3	1	2
その他	4	6	8	3	7
焼損棟数 (棟)	13	8	22	7	9
死 者 (人)	2	0	1	2	0
負傷者 (人)	4	0	3	1	3
損害額 (千円)	107, 832	3, 883	72, 683	23, 219	79, 847

資料：消防本部

■救急車出場状況

単位：件

	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)
急病	1, 159	1, 168	1, 184	1, 221	1, 011
交通事故	203	175	185	178	126
一般負傷	270	283	232	267	232
自損行為	24	12	12	16	7
自然災害	0	0	0	0	0
労働災害	31	24	36	31	20
運動競技	17	21	32	26	15
火 災	13	9	15	5	11
加 害	3	1	2	6	3
水 難	2	2	1	0	3
その他	123	112	148	124	144
計	1, 845	1, 807	1, 847	1, 874	1, 572

資料：消防本部



施策の方向

1. 消防体制の充実

- 広域的な連携などによる消防本部の機能の充実・強化や、消防職員の資質向上を推進し、安全で確実かつ迅速な消防活動が行える消防体制を推進します。
- 初期消火活動などを担う地域の消防団や自主防災組織の維持と充実を図ります。
- 消防団の定期的な訓練の実施により、消防力の向上と消防本部との連携体制の強化に努めます。
- 消防施設については、消防本部の防災拠点施設としての維持管理と、車両の維持管理の徹底を図ります。
- 車両、消火栓、防火水槽などの設備・機器は、整備・更新を計画的に進めます。
- 消防団員数については、自治会や消防団ＯＢからの働きかけにより維持していますが、県が実施する「ありがとね！消防団水防団応援事業所制度」などの消防団インセンティブ制度※を周知するなど、消防団が活動しやすい環境づくりを推進し、消防団員の確保に努めます。

2. 救急・救助体制の充実

- 増加する救急出動に的確に対応するとともに、救命率の向上を図るため、計画的に高規格救急自動車の整備と更新を進めます。
- 多種多様な事故や災害に対応できる救急機材の整備、救急救命士の救急技術の向上、隊員の充足に努め、救急体制の充実を図ります。
- 命に関わる救急出動活動を阻害しないよう、市民の救急車利用の適正化を推進する啓発を強化していきます。

3. 市民の防火意識・救急知識の向上

- 火災予防運動の展開や防火知識の普及を図り、市民の防火意識の啓発に努めます。
- 火災や地震などの災害に対する防火や防災対応力の向上を図るため、事業所や学校、自治会、自主防災組織などが行う訓練を支援し、体験訓練などを計画的に実施します。
- 市民を対象とする講習会などで、心肺蘇生法などの応急手当の知識や技術、ＡＥＤの取り扱い方法の普及を図り、救命率の向上を図ります。

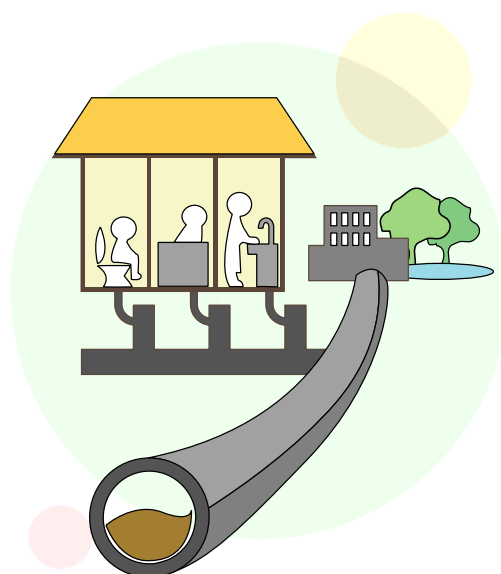
成果指標	現状値	目標値
	令和 2（2020）年度	令和 8（2026）年度
消防団員数	371 人	407 人
緊急傷病者搬送率	18.5%	20.0%

※ 消防団インセンティブ制度：消防・防災活動をはじめとする地域の安全・安心のために活動する消防団員、水防団員を、地域のお店が一定のサービスを通じて応援する気運を高め、地域を挙げて盛り上げていく制度。

2-7 上・下水道等の整備 ●●●●●

基本方針

安全で快適な環境づくりに向けて、上・下水道施設の計画的な維持・管理・更新を推進します。また、下水道については、農業集落排水、合併処理浄化槽とともに、汚水処理整備の推進を図ります。



現 状

- 上水道は、海津、平田、南濃の3系統で給水されており、令和2（2020）年度現在の上水道普及率は97.1%で、給水体制は、ほぼ整備された状況にあります。
- 上水道浄水場などの基幹的施設は更新時期を迎えており、配水管の漏水対策とともに、計画的な更新が急務となっています。
- 下水道は、令和7年度事業完了を目標に、海津処理区の管渠の新設工事を推進しています。
- 令和2（2020）年度末現在の下水道、農業集落排水、浄化槽を合わせた汚水処理人口の普及率は、92.8%となっています。
- 下水道事業は、令和2（2020）年度に公営企業^{※1}へ移行し、令和3（2021）年度に経営戦略の見直しを行っています。

課 題

- 人口減少など地域社会構造の変化に伴い水道使用量は減少傾向で、持続的な上水道の維持のためには、水道料金の未収金の徴収強化、有収水量の向上、及び施設の長寿命化などを図っていくことが必要です。
- 上水道は市民の暮らしと、憩いを支えるライフライン^{※2}であり、地震などの災害時にも早急に復旧できるよう、施設の耐震化などの整備を推進することが重要です。
- 老朽化した下水道施設の改築更新経費の増嵩、大規模災害の発生リスクの増大、及び人口減少などによる料金収入の減少に対応した施設配置など経営の効率化が必要です。

※1 公営企業：地方公共団体が特別会計を設けて運営される上水道事業、下水道事業、病院事業、電気事業、ガス事業などの事業で、それ自体は法人格を持たず、地方公共団体に帰属するもの。

※2 ライフライン：市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの都市生活を支えるシステムの総称。



■上水道普及状況

給水区域内 人口（人）	給水人口 （人）	上水道 （人）	簡易水道 （人）	専用水道 （人）	普及率 （％）
33,375	32,414	32,414	0	2	97.1

※普及率＝給水人口／給水区域内人口×100

資料：令和2年度水道統計（令和3年3月31日現在）

施策の方向

1. 上水道の整備

- 水道施設の日常的な点検、機器類の整備、異常箇所の早期発見、修繕に努め、安全・安心な水道水の安定供給を図ります。
- 水質検査と情報提供を行い、水源である地下水の水質管理に努めます。
- 水源池、主要管路などの基幹施設における機器や建物の修繕や長寿命化、及び計画的な更新や耐震化を推進します。
- 下水道管布設に係る老朽水道管の布設替を計画的に実施します。

2. 下水道の整備

- 污水处理施設の効率的で効果的な整備を進め、生活環境の改善及び公共用水域の保全を図り、安全で快適な市民生活の確保と水洗化の促進に努めます。
- 老朽化した管渠や浄化センター施設の改築更新、耐震化を推進し、下水道処理機能の維持に努めます。

3. 災害に強い水道施設の整備

- 基幹施設、基幹管路などの水道施設の耐震化を図ります。
- 渇水時や事故時、災害時などに備え、上水道3系統（海津、平田、南濃）の相互融通を可能にする緊急連絡管などの施設整備を推進します。
- 周辺自治体並びに関係者と連携する応急給水、及び応急復旧などの体制の点検と強化に努めます。

4. 上下水道会計の健全化

- 漏水箇所の把握と早期修繕、配水ブロックの見直しなどにより有収率※の向上を図ります。
- 給水量に対応した規模の適正化や配水系統の見直し、施設配置の再構築の検討など、運営の効率化・広域化を推進します。
- 各戸から下水道への排水設備の接続率向上対策を積極的に啓発を図り、水洗化の促進に努めます。
- 下水道管への不明水の侵入箇所、及び管渠の腐食などの点検調査により把握し、計画的な修繕・改築により、有収率の向上を図ります。
- 水道料金等審議会を開催し、上下水道事業の運営事業を審議し、経営の健全化を図ります。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
污水处理人口普及率	92.8%	100.0%
上水道有収率	78.8%	83.0%

※ 有収率：浄水場から供給される配水量のうち、料金徴収対象となった水量の割合。

2-8 公園・緑地の整備 ●●●●●

基本方針

市民の交流促進、都市における防災機能の向上等の多様な観点から、誰もが気軽に利用でき、憩いの場となる公園・緑地の整備を推進します。



現 状

- 公園・緑地は、市民の憩いの場、安らぎの場として、健康増進や身近なレクリエーションの場として、日常の中で豊かな市民生活を営むための大切な役割を果たす空間となっています。
- 都市公園は、近隣公園が1箇所（平田公園）、街区公園17箇所、都市緑地1箇所（平田リバーサイドプラザ）の計19箇所の公園が整備されており、この他、自然公園3箇所、農村公園・広場など9箇所、及び区や自治会で管理しているちびっ子広場56箇所が整備されています。
- 都市公園などの公園・緑地においては、適正な維持管理を行い、快適な公園環境を維持しています。
- 本市の山間や水辺の雄大な自然環境を保全し、国営木曽三川公園中央水郷地区（木曽三川公園センター、長良川サービスセンター、アクアワールド水郷パークセンター）、千本松原県立自然公園、揖斐関ヶ原養老国定公園などの公園が、豊かな自然と触れ合える場所として整備され、市民のみならず来訪者の観光やスポーツ・レクリエーションの場として親しまれています。

課 題

- 身近な住環境にある公園などは、災害時には避難場所としての役割が求められます。
- 公園の使い方や整備の方向などを、地域の住民とともに探りながら、多面的機能の充実が必要です。
- 日常的な公園管理においても、地域住民組織との協働を視野に入れた管理の在り方を検討していくことが重要です。
- 広域的な公園などについては、本市の貴重な自然資源、観光資源として、行政活動、市民活動の中に積極的に取り込み、活用していく必要があります。



施策の方向

1. 都市公園等の維持管理

- 都市公園などの身近な公園は、子どもの遊び場、高齢者などの憩いの場、健康づくりの場、コミュニティ活動の場、及び災害時の避難場所などの、多目的に市民の日常生活に密着した空間として、安心して利用できるよう遊具の保守点検、植栽の管理などを適切に行い、環境の保全に努めます。

2. 水郷を活かした水辺空間の整備

- 国の木曽三川公園大江緑道の整備と連携し、大江川沿いの貴重な水辺空間の保全や再生を推進し、自然観察やスポーツ・レクリエーション、水郷を活かした環境学習の場などとして活用を図り、潤いのある空間を市民に提供します。
- 周辺に張り巡らされた水路や河川において、地域の歴史を継承する水辺空間として、水郷景観と馴染む護岸の復元や、自然環境と共生する河川敷や堤防の整備を進めます。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
平田リバーサイドプラザ おもしろ自転車利用者数	4,071 人	4,500 人
平田公園 ローラースライダー利用者数	8,438 人	9,000 人

2-9 自然環境の保全 ●●●●●

基本方針

木曽三川や水郷地帯、養老山地等、本市独自の豊かな自然環境の保全・再生に努めます。また、環境負荷の低減に向けて、省エネルギー・省資源対策の推進、ごみの減量・再資源化等を推進します。



現 状

- のどかな田園風景、美しい水辺空間、恵まれた森林資源などの自然環境を、先人から貴重な財産として受け継いでいます。
- 木曽三川流域の輪中地域は古くから水とともに栄え、川の恵みである魚貝類は、貴重なタンパク源として、独自の食文化を育んできました。
- 湧水地などに生息する全国でも珍しいハリヨの存在が確認されており、学術的にも貴重な動植物がいく種類も生息しています。
- 公共用水域の水質保全のため、下水道の普及率及び接続率の向上と、下水道区域外にある汲み取りや、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を進めています。
- 地球温暖化や異常気象など、地球規模の環境問題が懸念されており、我が国でも、令和32（2050）年までに温室効果ガス^{※1}の排出をゼロにする、カーボンニュートラル^{※2}の実現に向けて、省エネ・省資源への取組みが進められています。
- 公共施設への太陽光発電システム及びEV用急速充電設備の設置や、公用車にクリーンエネルギー車^{※3}も導入しており、街路灯のLED化も進めています。
- 限りある資源を大切に、将来にわたって持続可能な社会を形成するため、資源ごみの分別収集とリサイクルの拠点であるエコドームでの資源ごみの回収を実施しており、ごみの分別・リサイクルの推進を図っています。
- 市民1人あたりが排出するごみの量は増加傾向にあります。

※1 温室効果ガス：大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす気体。水蒸気、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンなどが温室効果ガスに該当する。近年、大気中の濃度を増しているものもあり、地球温暖化の主な原因とされている。

※2 カーボンニュートラル：温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

※3 クリーンエネルギー車：電気自動車・ハイブリット車。

課 題

- 豊かな自然環境を、後世に引き継いでいくためには、森林や河川の保全が図られるとともに、希少生物を含む生態系の保護が重要であり、自然環境や生態系維持に対する市民の意識の向上を環境学習などにより図っていくことが求められます。
- 温室効果ガスの排出要因の約7割を電力消費が占めていることから、その削減には冷暖房や照明、OA機器などの電気機器の省エネ化、効率化による省資源化を促進し、地球環境問題への市民の理解と、意識の向上を図っていくことが求められます。
- 循環型社会^{※1}の推進は、有限である資源の使用を抑え、将来にわたって持続可能な社会を形成するために必要不可欠です。
- ごみの処理費用と環境への負荷を軽減させるために、ごみの減量化を促進する必要があります。
- ごみの発生抑制と再利用による減量化、リサイクルの啓発などを進めていくとともに、市民の意識向上を図っていくことが必要です。
- 人の目が行き届かない場所への、ごみのポイ捨てや廃棄物の不法投棄の防止が必要です。
- 地球温暖化対策として、市民・事業者・行政が一体となって、脱炭素社会^{※2}の実現に向けた取組みを積極的に推進することが求められています。

■ごみ処理状況の推移

単位：t/年

	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)
可燃ごみ	3,556	4,490	4,626	4,733	4,702
不燃ごみ	287	287	315	269	300
粗大ごみ	111	161	190	182	256
資源ごみ	312	444	441	429	341
計	3,954	4,938	5,131	5,184	5,258
一人当たり排出する ごみの量	420	430	445	444	465

資料：環境課

施策の方向

1. 生態系の保護と自然環境の保全

- ハリヨなどの希少な動植物の保護活動と生息地の保全を市民と協働で進めます。
- 河川やため池などの治水事業においては、自然に配慮した工法の採用を図り、生態系の保護に努めます。
- ビオトープ^{※3}や希少生物生息地を活用し、環境学習の場や水辺環境とのふれあいづくりに努めます。
- 下水道の整備など、公共水域の水質の向上を進め、水辺環境の保全に努めます。
- 養老山地の森林保全に努め、水源涵養、緑地環境保全を図ります。
- 生態系に配慮した森林の整備に努めます。
- 下水道事業等計画区域外について、合併浄化槽の設置を促進します。

※1 循環型社会：大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会。

※2 脱炭素社会：地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出量「実質ゼロ」を目指す社会。

※3 ビオトープ：本来その地域にすむさまざまな野生生物が生息することができる空間。

2. 省エネ・省資源社会の推進

- 公共施設における省エネルギーの積極的な取組みと、家庭や事業所などへの省エネルギー意識の啓発を図ります。
- 地球温暖化防止対策を図るため、二酸化炭素排出量の削減に向けて、公共施設などに太陽光発電システムの設置、街路灯のLED化を推進します。
- 今後も率先して公共施設や公用車などへの、省エネルギー対応型や新エネルギーを活用する設備などの導入を推進し、脱炭素社会の実現に貢献します。
- 市民・事業者・行政が一体となり、令和32（2050）年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする脱炭素社会の実現に向けた取組みを積極的に推進します。

3. 循環型社会の推進

- リサイクル拠点「エコドーム」の利用促進や、資源回収事業奨励金、生ごみ処理機器設置補助金などの支援により、ごみの減量化・再資源化を推進します。
- 後を絶たない不法投棄に対しては、不法投棄されにくい環境づくりのため、市内一斉美化運動を実施し、市民の啓発に繋がります。
- 環境パトロール員などによる監視を充実させ、不法投棄の防止を図ります。
- ごみ排出量の約84%を占める燃やせるごみの減量化を図るため、生ごみの軽量化・食品ロスの削減の啓発など、ごみの減量化に努めます。

成果指標	現状値	目標値
	令和2（2020）年度	令和8（2026）年度
合併浄化槽の新規設置基数【累計】	37 基	73 基
エコドーム資源搬入量	285 t ※	350 t
家庭系ごみ1人1日当たり排出量	465 g	400 g

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた数値のため、令和元（2019）年度の現状値を掲載